

厳美中学校いじめ防止基本方針

一関市立厳美中学校

I はじめに

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

1. いじめがいずれの学校のいずれの生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
2. いじめは生徒等の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
3. いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
4. いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

この機を大切にして、校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、生徒・保護者に対する信頼を回復させなければならない。

そのためには、全教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないように教師は、「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感を持って常に生徒に接し、教員相互の情報交換を行いいじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を生徒も教師も持つことが前提となる。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II. 本校のいじめ防止基本方針

1. 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
2. 心の通う対人の交流の能力の素地を養う
3. 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

III. めざす学校像

1. 気力と実力の伴う学校
2. 豊かな文化と潤いのある学校
3. 秩序とリズムある学校
4. 開かれた学校

IV. めざす生徒像

- 理想に燃え、仲間と共に励まし合い、自己を磨く生徒

V. めざす教師像

1. 豊かな力のある教師
2. 温かさと厳しさがある教師
3. 和をつくる教師
4. 保護者・地域と協調を図り、信頼される教師

VI. 基本的な方針

1. 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 生徒指導主事を中心としたいじめ対策委員会を設置し、定期的な会議の実施と、いじめ防止に対する具体的なマニュアルを作成する。

ア いじめ対策委員会において、生徒や保護者アンケートを作成・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。

- ② 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー(SC)を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

ア 好ましい人間関係の構築を図ると共に、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の特別支援委員会を開催しながら特別支援コーディネーターを中心に、SCと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

- ③ 専門的な知識を有する専門家を講師とし、教師一人一人が自己研鑽し、いじめ防止に対処する。

- ④ 生徒会を中心に生徒が主体的となってルール作り等を作成させ、いじめの防止に努める。

- ⑤ 学校としての取り組み

ア 生徒と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をする共に、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情を持って指導する。

ウ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うと共に、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。

- ⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。

ア PTA総会、地区懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解し協力してもらいながらいじめ防止に努める。また、校報を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解してもらう。

- ⑦ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関するアンケート等を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

ア 生徒を対象としたアンケート調査 年4回(6月・9月・11月・2月)

イ 保護者を対象としたまなびフェスタアンケート調査 年1回(12月)

ウ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回(定期 7月・11月)

※アンケート調査後随時

2. 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

- ① いじめられた生徒への対応

ア 生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心としたいじめ対策委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処する。

- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、いじめ対策委員会が必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせるとともに、保護者との共通理解を図る。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。

③ 学校としての取組み

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 保護者会等を開催し、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

3. 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

① 重大事態とは

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 生徒が身体に重大な障害を与えられた場合
- エ 生徒が金銭を奪い取られた場合

② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

- ア 重大事態が生じた場合は、精神科医、SCの専門的知識を有するもののほか、警察等第三者からなる緊急いじめ対策委員会を設け調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、緊急いじめ対策委員会に速やかに提出させる。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、校内サポートチームを立ちあげ、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。